第１０節　案内・解説施設に関する計画

原城跡では、これまでに発掘調査成果等に基づき、曲輪の解説、遺構の解説、誘導、マナー喚起など様々なサイン整備を行っているが、広大な原城跡の本質的価値をさらに理解できるようにするため、案内・解説施設の整備の拡充を図る。原城跡のスケールの広大さを感じさせながら、史跡の価値が理解できるよう、サインだけではなく、実物大に近い解説施設などの設置を実施する。

二ノ丸や三ノ丸、鳩山出丸、天草丸、仕寄場など、発掘調査が完了していない地区において、地下に影響を与えないような手法で、絵図や文献などをもとに、価値が理解できるための整備を実施する（表 5-17、図 5-25、図 5-26）。また、史跡内における整備の進捗に伴い、、道標や遺構解説サイン等を設置する場合は、既存のものと統一した意匠とし、地下遺構に影響を与えない位置の選定や設置方法等によって設置する。

①枡形虎口北西隅の解説表示施設に関する計画

枡形虎口の北西隅は、現在の市道に切られる形で本来の石垣が失われている。そのため、築城時の石垣の塁線が認識できるような整備を行う。整備の手法としては、道路面に塗装によって本来の石垣の線形を着色し、築城当時の石垣の塁線を表現する。またサインを設置し、本来の石垣の形状等について案内解説を行う。将来的に市道の撤去や道路線形の変更等が可能になった際には、発掘調査によって根石の痕跡の有無を確認したうえで、築城時の石垣の復元的積み直し等を検討する。なお従来計画では、遺構表現として路面の自然石平板敷設案としていたが、道路管理上、実施が困難と判断したため表現手法を変更したものである。

②人骨群の解説表示施設に関する計画

本丸正門跡の発掘調査で確認された人骨群については、解説サインの設置による表示整備を行う。解説サインは、地下遺構に影響を与えない方法によって設置する。

③仕寄場の解説表示施設に関する計画

仕寄場が、島原・天草一揆の際、幕府軍と一揆勢が対峙した最前線の場所であったことが理解できるよう、地区内の公有地の適地において、絵図や文献などを参考として、『仕寄場体験ゾーン』を整備する。『仕寄場体験ゾーン』には解説サインのほか、仕寄場の役割を体感しやすいよう、絵図を参考として、竹束や柵、井楼などの可動式の建物レプリカや、幕府軍の幟について、地下に影響を与えない手法での設置を検討のうえ実施する。整備予定地は、本計画の動線計画（第５章第７節）で提示した二ノ丸出丸からの進入路の活用を促す観点、また仕寄場地区における土地公有化の現状などを踏まえ、二ノ丸出丸の西側直下付近を選定する。

④二ノ丸、三ノ丸の解説表示施設に関する計画

二ノ丸や三ノ丸では、島原・天草一揆の際、一揆勢が籠城した曲輪であることが理解できるよう解説サイン等の拡充を図る。また原城及び陣跡の地形ジオラマを検討のうえ設置する。特に二ノ丸では、絵図や文献などを参考として、『一揆勢籠城体験ゾーン』を整備する。『一揆勢

籠城体験ゾーン』では、解説サインのほか、籠城の雰囲気を体感しやすいよう、柵や可動式の建物レプリカ、一揆勢の幟などの設置について、検討のうえ実施する。なお整備予定地の選定について、『一揆勢籠城体験ゾーン』を含む二ノ丸解説表示施設は、城内で最も幕府軍の陣跡に近い二ノ丸出丸付近とし、幕府方の陣、仕寄場、そして城内における籠城の様子が一体的な空間として理解できる効果を図る。

また三ノ丸解説表示施設について、三ノ丸へは国道側および大手口双方からのアクセスが可能であるが、大手口方面から本丸に向かう動線上には三ノ丸や大手口の解説サインを設置済みで場の理解を促す表示が一定なされているのに対し、国道側から三ノ丸を経由して本丸に向かう動線上には三ノ丸を解説する表示整備をこれまで実施していない。こうした整備の現状を踏まえ、国道側からの動線上における解説を補強する観点から、三ノ丸解説表示施設は板倉重昌碑の西側付近での整備を予定する。

⑤二ノ丸解説広場に関する計画

二ノ丸では、見学動線が結節することや、次節で計画する便益施設との連動性、当面の発掘調査の進捗を見込むことから、解説広場を整備する。二ノ丸解説広場では、史跡の解説サインのほか、発掘調査の成果や絵図や文献などを参考として、可動式の建物レプリカ、一揆勢の幟などについて、地下に影響を与えない手法での設置を検討のうえ実施する。位置は二ノ丸の中央付近を予定する。二ノ丸以外における解説広場整備は、今後の発掘調査の状況、見学者の動向を踏まえ、時期をあらためて検討する。

⑥発掘調査の公開に関する計画

保存活用計画では二ノ丸や門跡、切岸などで当面の発掘調査を計画しており、三ノ丸等のその他の場所においても長期計画で調査を実施する予定である。発掘調査の実施時には、積極的に公開する。公開手法は来訪者向けの現地説明会や説明板の仮設などとする。発掘調査の進捗や成果等を効果的に公開することで、原城跡に対する理解や関心を高める機会とする。

⑦陣跡等の眺望広場整備に関する計画

動線計画（本章第７節）において史跡内を回遊するための園路整備を拡充することとしている。これに伴い、二ノ丸や二ノ丸出丸、三ノ丸、鳩山出丸から陣跡が望める位置に、その立地を活かし陣跡等の眺望広場の整備を行う。

陣跡の眺望点では、幕府軍の陣に対峙する原城の前線であったことが理解できるよう、幕府軍の布陣や戦闘の様子などが理解できる解説サインのほか、一揆を体感しやすいよう、一揆勢の幟の設置について検討のうえ実施する。また史跡外の陣跡において、地権者の理解・協力を求めながら、可能であれば幕府軍の幟などを設置できるよう取り組む。

本節において計画した解説表示施設は、史跡の価値を知り、その理解を助ける非常に有益な施設であり、利用促進のための工夫も重要である。そのため見学動線上には、解説表示施設への誘導ならびに施設間の連動を促すための道標も必要であるため、付帯整備として道標の効果

的な整備を実施する。道標の仕様については、本節冒頭に記載のとおり、既存のものと意匠の統一を図ることを基本とし、史跡整備における全体的な一体感に配慮する。

表 5-17　案内・解説施設の整備年次

地区	事業内容	短期				中期					長期
		2022（R４）	2023（R５）	2024（R６）	2025（R７）	2026（R８）	2027（R９）	2028（R10）	2029（R11）	2030（R12）	
本丸	人骨群（本丸正門跡）表示整備					設計	整備				
	枡形虎口北西隅解説表示						設計	整備			
二ノ丸	解説表示施設設置		設計	整備	整備						
	一揆勢籠城体験ゾーン整備		検討	設計	整備						
	二ノ丸出丸園路・陣跡眺望広場整備		設計	整備							
	案内所付近園路・陣跡眺望広場整備			設計	整備						
	解説広場設置		検討	設計	整備						
三ノ丸	解説表示施設設置			設計	整備						
	陣跡眺望広場整備					設計	整備				
鳩山出丸	園路・陣跡眺望広場整備										設計 整備
仕寄場	解説表示施設設置			設計	整備						
	仕寄場体験ゾーン整備		検討	設計	整備						

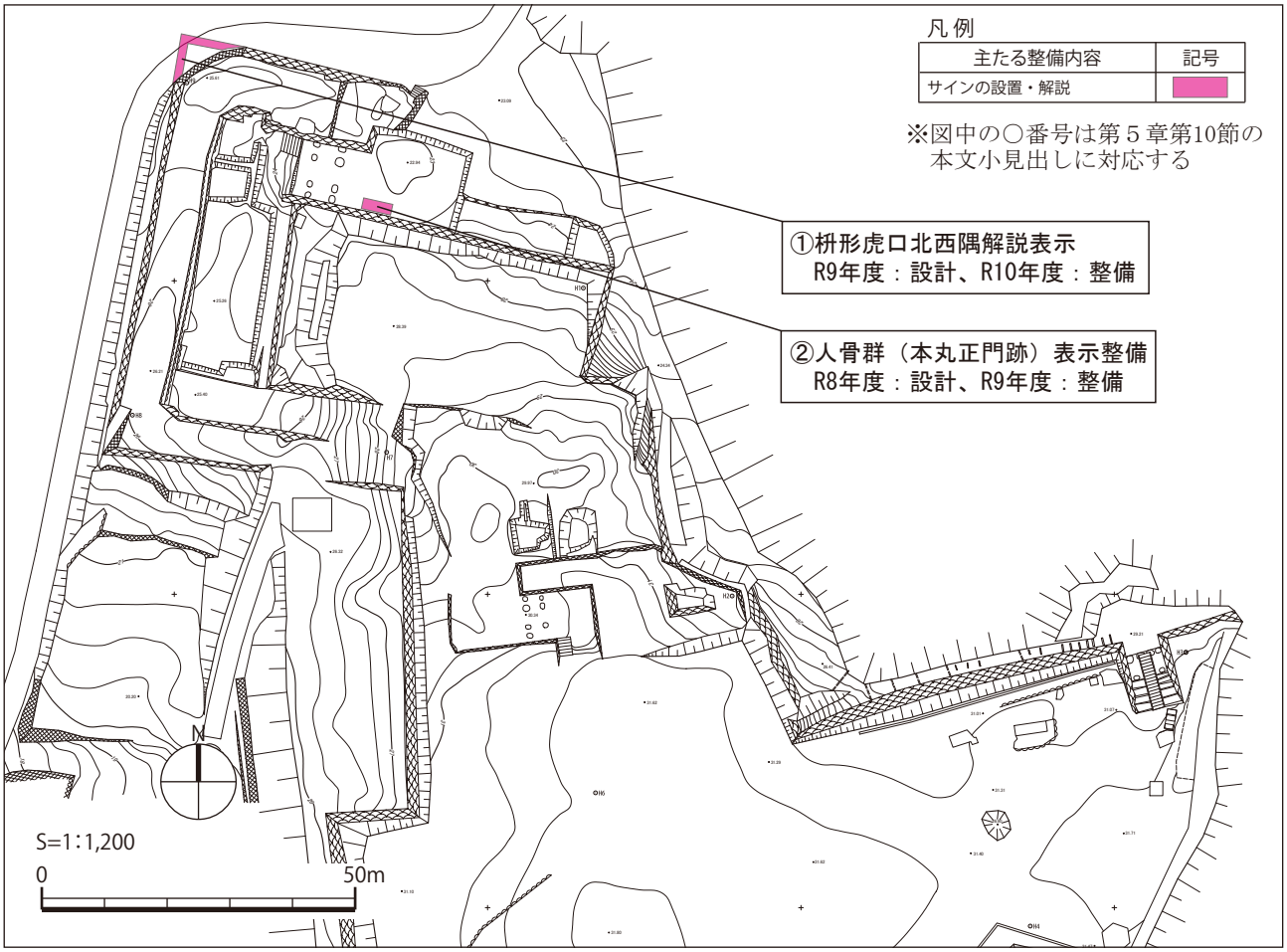

図 5-25　原城跡本丸における案内・解説施設整備計画位置図

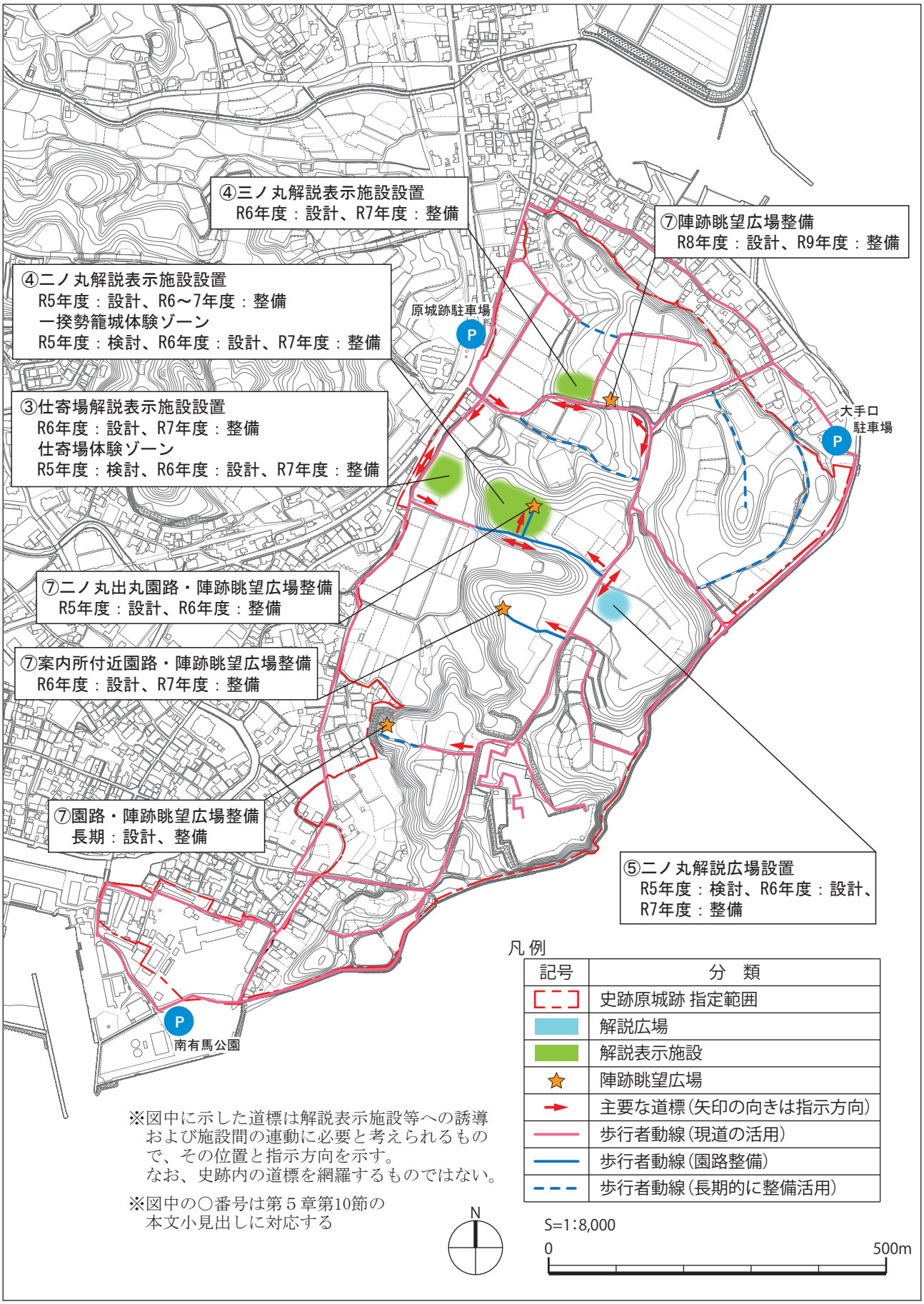

図 5-26　計画対象地内案内・解説施設整備計画図

第１１節　管理施設および便益施設に関する計画

１）管理施設整備計画

原城跡の管理施設は、これまでに電気や水道、本丸の転落防止柵などが整備されている。また道路は、大江地区や浦田地区の住民の生活・防災道路として市道が設置されている。これら管理施設は、保存活用計画において史跡の公開活用、安全確保、維持管理に必要な施設と位置づけている。また保存整備、防災整備用に設置した仮設道を史跡の管理用に活用している。

現状では、本丸の老朽化した転落防止柵の再整備、後述する便益施設整備に伴い電力および給排水施設などの追加整備が必要である。

・本丸内転落防止柵

本丸の老朽化した転落防止柵を、雨水排水整備を目的とした本丸造成工事の時期に合わせて再整備する。

・その他の管理施設の整備

次項で計画する便益施設整備に伴い、必要最低限の範囲で電力および給排水施設の整備を実施する。また、史跡進入口である国道 251 号と市道の接合部は、今後整備を予定している原城跡世界遺産センターと史跡をつなぐ動線上にあるが、市道部分の幅員が 4.1～6.0m程度であり、右左折を伴う車両出入りの際、徒歩による見学者や車両どうしの離合に危険を及ぼす恐れがある。そのため、安全性の向上を目的とし、地下に影響を与えない方法による市道の一部拡幅を検討する。整備工事用仮設道は史跡管理のために活用を継続する。

２）便益施設整備計画

【基本的な考え方】

現在、史跡内にある主な便益施設は、本丸前の総合案内所（仮設コンテナハウス）、本丸内トイレ、空堀そばの仮設バイオトイレ、本丸内の東屋である。また総合案内所付近と二ノ丸に仮設休憩所を設置しており、暫定的に総合案内所付近を身障者用駐車スペースとして運用している。このほか、本丸入口広場をシャトルバスの暫定的な転回場所と位置づけているが、新型コロナウイルスの感染拡大以降、シャトルバスの運行は休止しており、現在は実態的な利用はない（52P、図 3-13 参照）。

以上のように、原城跡の便益施設は仮設的なものが多く、常設施設についても老朽化による劣化や、史跡景観を阻害しているものがある。第３章第４節に便益施設の現状課題（75P～77P）として記載したとおり、原城跡は広大かつ標高の高低差も大きい史跡であるため、本計画においては、来訪者が安心安全の下に見学を行えるよう、既存施設の移設・撤去も含めて、原城跡にとって必要な便益施設整備を計画する。

整備の実施にあたっては、事前の発掘調査を行い、遺構等の有無、史跡の保存への影響を確認する。保存への影響が認められる場合は、整備位置の見直しを行う。

また、整備を行おうとする便益施設について、あらかじめ史跡景観に与える負荷を確認し、できる限り景観への軽減措置を行うものとする。

【必要な便益機能】

原城跡において整備が必要な便益施設の機能と、その理由については次のとおりである。

・案内所兼管理棟

現在、史跡内での観光案内等を本丸前の仮設コンテナハウスで総合案内所として運営しているが、内部は約 10 ㎡と手狭であり、事務机やガイド活動に必要な用具を置いたうえで２人ほどが詰めると相当に窮屈な状態となり、来訪者を招き入れての案内業務に困難を生じている。本丸前という立地から、石垣を隠すなど史跡景観にとっても最適でないうえ、本丸のみが原城跡の見どころという誤解につながりやすいことから、史跡内の適所に３名程度が常駐可能な常設の案内所を必要最低限の規模で整備する。案内所は、史跡の管理に必要な用具の収納など、管理棟としての機能も備えるものとする。

・トイレ

本丸内トイレは老朽化しているうえ、石垣を隠す位置にあって史跡景観を阻害していること、また空堀そばに仮設しているバイオトイレは処理能力に対して占有面積が広く、景観に与えている影響も大きい。そのため、史跡内の適所にトイレを移設整備する。

・休憩所

史跡が広大であるうえに木陰なども少ないため、来訪者が日差しや雨風を避けて休憩するための施設を史跡内の複数箇所に整備する。

・広場

来訪者が観光案内を受けるなど、史跡内での見学拠点が必要であるため、上述の案内所兼管理棟、トイレ、休憩所を集約した広場を見学動線上の適所に設ける。拠点となる広場には身障者用車両の駐車スペース、管理ヤード、車両転回の機能を持たせる。

管理ヤードは、史跡の巡回点検や除草作業など管理車両および案内所職員の駐車、乗用型除草機の積込み等の作業に利用する。

車両転回については、史跡内道路が市道であり、史跡への車両乗り入れが制限できないこと、史跡内の駐車場整備を計画しないこと、本丸付近から天草丸方面にかけて大型車両の通り抜けが困難なことなどを踏まえた。また史跡内部に進入してしまった見学車両が曲輪など各所に乗り入れ、史跡の保存に影響を及ぼさないこと、また無理な転回により見学者の安全に支障を来たさないよう、進入車両を安全に転回させ、史跡外に設置した駐車場への移動を促すため、史跡内広場の機能の一部として車両転回場を整備する。

【便益施設の整備位置および概要】

①二ノ丸の便益施設に関する計画

案内所兼管理棟、トイレ、休憩所、身障者用駐車スペースおよび管理ヤードを集約した広場を、二ノ丸の一角に整備する（図 5-27、図 5-28）。配置計画の理由としては、本章第７節の動線計画において、複数の歩行者見学動線により史跡内各所の見どころを巡りながら本丸への回遊を促すルートを推奨しているためである。見学往路として来訪者がいずれのルートを選択した場合にも、動線が結節した後に通過する付近であり、史跡内の見学拠点の位置として適当と判断した。各施設の整備予定規模および運用等に関する計画は以下のとおりである。

・案内所兼管理棟

案内所と管理棟の機能を併せ、約 34 ㎡の面積での整備を計画する。原則として日中のみ

の運用とする。

・トイレ

整備計画面積は約 37 ㎡とし、身障者対応とする。施設内訳は図 5-28 のとおりである。

・休憩所

整備計画面積は約 26 ㎡とする。学校 1 クラス程度の休憩を想定し、約 36 名が腰を下ろせるようベンチを配置する。

・身障者用車両および管理車両等駐車スペース・管理ヤード

身障者用車両、管理車両および案内所職員の駐車スペースならびに管理ヤードは共用とし、整備計画面積は約 180 ㎡とする。原則として日中のみの運用とし、夜間開放は行わないものとする。

・車両転回場

広場のうち車両転回場の整備面積は、大型バスが史跡内へ進入した場合を想定し、その安全な転回のため必要最低限と見込まれる約 620 ㎡で計画する。車両転回場における駐車は認めないが、足腰の弱い方や、ごく限られた時間で史跡全体の見学が難しく本丸付近のみの見学を希望する来訪者の一時乗降などは認め、多様な見学ニーズへの対応を図るものとする。車両および運転手は史跡外駐車場への移動を求めるものとする。なお新型コロナウイルスの感染拡大以前、大手方面の真砂前と本丸間を運行していたシャトルバスについて、今後、運行を再開する場合、あるいは類似の移動補助措置を講じる場合、史跡内においてはこの車両転回場を活用するものとする。なお本計画策定時点において、具体的な移動補助措置の予定は無いが、計画期間内において必要に応じて検討し、史跡の保存、動線上の安全等に影響を与えないと判断可能な場合に限り実施を認めるものとする。

車両転回場は、案内所に合わせた日中のみの運用とし、夜間開放は行わないものとする。

・植栽

これまで遺構の顕在化や整備が先行し、多くの見学者が集まると想定される本丸から、二ノ丸や三ノ丸、陣跡、日野江城跡あるいは雲仙など北側方面への視軸において、以上に述べた二ノ丸便益施設の視覚的影響を確認しながら、必要に応じ、景観負荷を軽減するための植栽を広場の付帯整備として行うものとする。

②三ノ丸・天草丸の便益施設に関する計画

史跡内での移動距離、史跡管理等の便を踏まえ、三ノ丸の板倉重昌碑付近ならびに天草丸付近に簡易な休憩所および広場を整備する（図 5-27、図 5-29、図 5-30）。

三ノ丸における休憩所の整備面積は約 26 ㎡、広場の面積は約 128 ㎡で計画する。また天草丸における休憩所の面積は約 20 ㎡、広場の面積は約 133 ㎡で計画する。いずれの休憩所においても学校 1 クラス程度の休憩を想定し、約 36 名が腰を下ろせるようベンチを配置する。

また、いずれの広場においても、管理車両や、身障者や足腰の弱い方など、特に必要がある場合に利用できるよう 5 台程度の駐車機能を持たせる。広場は原則として、二ノ丸の案内所に合わせた運用とし、夜間開放は行わないものとする。

③既存便益施設の取扱いに関する計画

・本丸の東屋

老朽化が進んでいるため更新を行うこととし、必要に応じて位置を見直す。

・総合案内所（写真 5-17）

二ノ丸の案内所兼管理棟の整備完了後に撤去する。

・トイレ（写真 5-20）

二ノ丸のトイレの整備完了後、本丸内トイレおよび空堀そばの仮設バイオトイレは撤去する。

・仮設休憩所（写真 5-19、写真 5-21）

二ノ丸の休憩所の整備完成後、総合案内所付近と二ノ丸の仮設休憩所は撤去する。

・本丸入口広場シャトルバス転回場所（52P 図 3-13 参照）

二ノ丸に新設する広場の車両転回場の整備完了後、暫定的な本丸入口広場のシャトルバス転回場所としての運用は廃止する。

・史跡外駐車場

史跡外に整備している既存の原城跡駐車場、大手口駐車場、南有馬駐車場は、現在の運用を継続し、24 時間利用可能とする。ただし南有馬駐車場は、史跡整備以外の目的で整備された公園の付帯施設であり、公園の運用に変更が生じた場合は、これに従う。

・遊歩道

大手口から二ノ丸の海側の史跡外遊歩道（アコウ街道）は現況のとおり 24 時間利用可能な状態で活用を継続する。なお遊歩道の位置づけは長崎県が所有する護岸管理道路であるため、施設の運用に変更が生じた場合は、これに従う。

写真 5-17　総合案内所および仮設休憩所

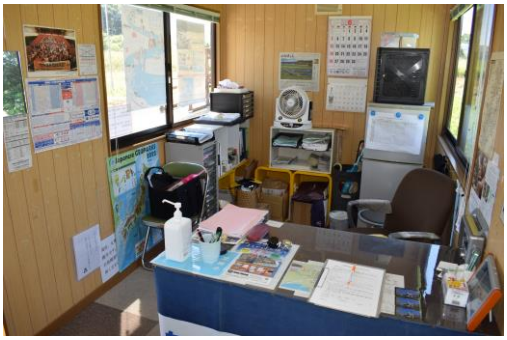

写真 5-18　総合案内所内部

写真 5-19　仮設休憩所

写真 5-20　本丸内トイレと石垣

写真 5-21　二ノ丸仮設休憩所

写真 5-22　除草作業

写真 5-23　二ノ丸便益施設整備候補地（遠景）

写真 5-24　二ノ丸便益施設整備候補地(近景)

【従来計画の廃止】

従来計画において、本丸に展望デッキの設置を計画していたが、現状で十分に眺望が確保されていること、曲輪への負担、史跡景観等を考慮し、本計画において同計画は廃止する。

表 5-18　管理施設および便益施設整備年次

地区	事業内容	短期				中期				
		2022（R４）	2023（R５）	2024（R６）	2025（R７）	2026（R８）	2027（R９）	2028（R10）	2029（R11）	2030（R12）
本丸	崖面転落防止柵改修					整備	整備			
	東屋更新または新設での移設			設計	整備					
二ノ丸	案内所兼管理棟・広場・トイレ・休憩所設置（調査含む）		調査	設計	整備					
三ノ丸	板倉碑付近休憩所・広場設置				調査	設計	整備			
天草丸	天草丸入口休憩所・広場設置				調査	設計	整備			
仕寄場	地形の改変を伴わない市道の一部拡幅			設計	整備					

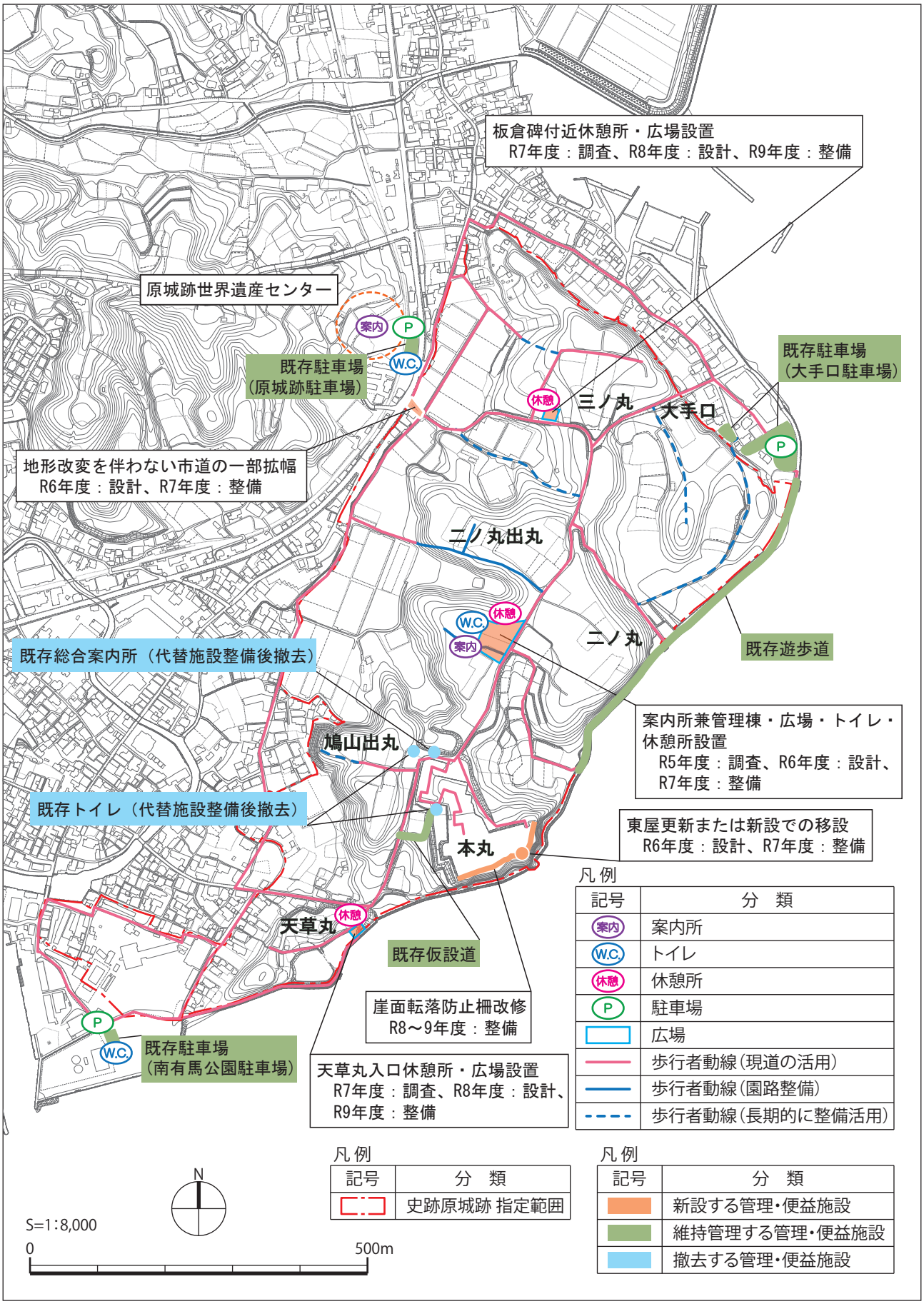

図 5-27　管理・便益施設配置計画図

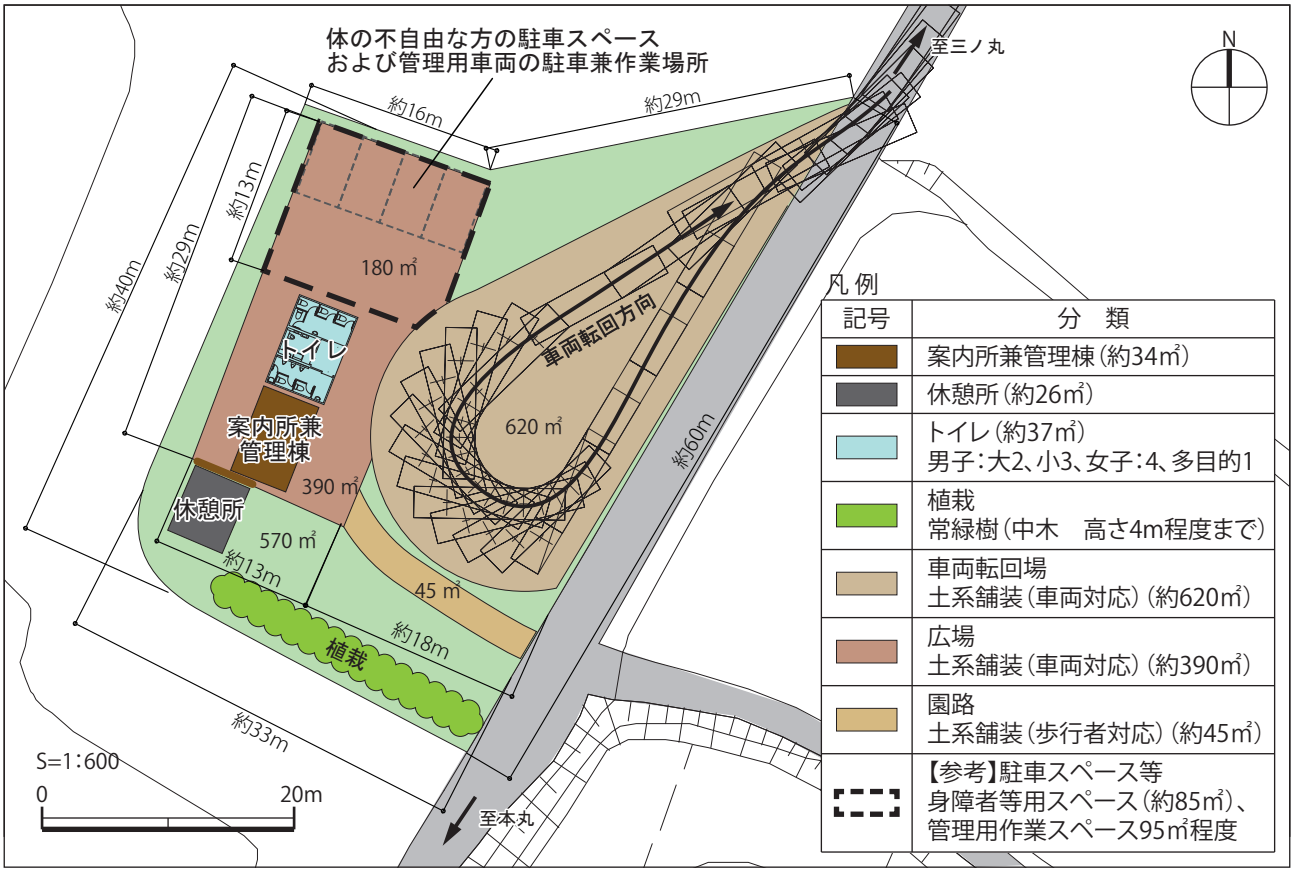

図 5-28 二ノ丸案内所兼管理棟・広場（車両転回場含む）・トイレ・休憩所等整備配置図

図 5-29 三ノ丸休憩所・広場整備配置図

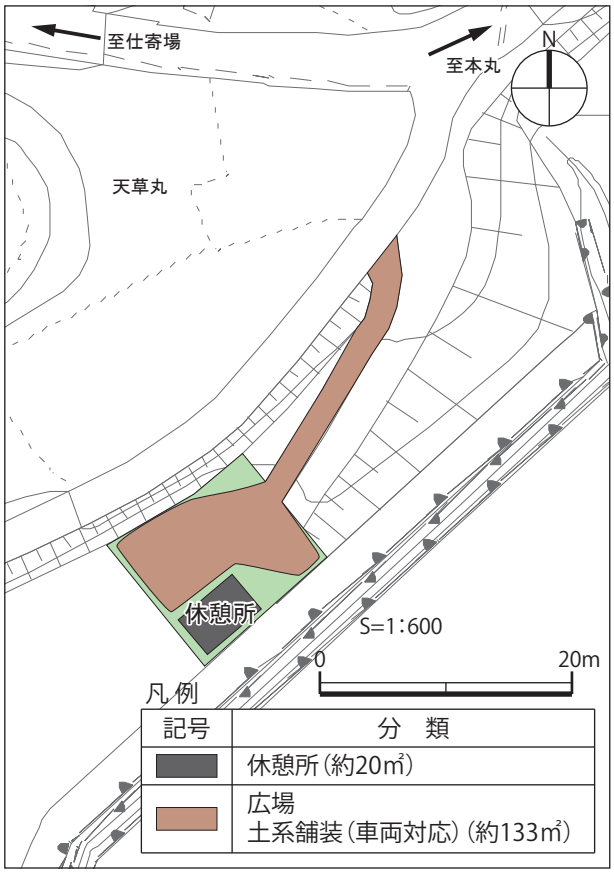

図 5-30 天草丸休憩所・広場整備配置図

※図 5-28 ～ 30 は今後、設計により配置および規模等が変更となる可能性あり

第１２節　公開・活用およびそのための施設に関する計画

１）原城跡世界遺産センター整備に関する計画

①事業概要

原城跡世界遺産センターは、史跡に近く、来訪者の利便性が高く、史跡の本質的価値の理解を補完するための機能を核として、原城跡との関わりの深い広域的な文化資源を周遊する際の拠点機能、史跡の利用案内、物産や観光案内などの機能も備え、まちづくりに貢献することを目的として整備する施設である。

保存活用計画において、既存施設を転用した現状のガイダンス施設では、価値を伝えるための展示が不足しており、原城跡からの位置が遠く、周遊性、連動性に欠けているため、原城跡の価値の理解促進を目的として新たなガイダンス施設を適切な位置に整備することを推進する旨を記載した。また、市では令和３年度に保存活用計画に位置づける史跡の本質的価値を伝えるためのガイダンスを中心として、物産や観光案内などの機能も備えた施設として、敷地面積約 7,500 ㎡～9,000 ㎡、建物 1,100 ㎡前後の規模で整備する構想を取りまとめた。

【原城跡世界遺産センター実施内容】

整備候補地：南有馬町乙・丁

敷地面積　：7,500～9,000 ㎡程度

建物　　：1,100 ㎡程度

建物の用途：ガイダンス施設、観光案内所、物産販売所、飲食提供、駐車場など（表 5-19）

表 5-19　建物の用途別内訳

用途等	構造	機能
①ガイダンス棟 （用途：展示場） 想定面積：450 ㎡	RC 等	常設展示室、シアタールーム、企画展示室、デジタル展示室、遺物展示室、収蔵庫、受付兼事務室
②物産棟 （用途：物産交流施設） 想定面積：220 ㎡	木造等	売り場、事務所及び休憩所、更衣室、倉庫等、その他
③観光案内棟 （用途：観光案内所） 想定面積：430 ㎡	木造等	事務室（観光協会）、倉庫、会議室（大）、会議室（小）、観光案内所、トイレ、その他

②原城跡世界遺産センター整備事業の位置づけ

原城跡世界遺産センターは、原城跡の本質的価値の理解を促進するためのガイダンス機能（歴史文化発信機能）を核として、原城跡との関わりの深い広域的な文化資源を周遊する際の拠点機能、史跡の利用案内、物産（産業振興機能）や観光案内（情報発信機能、利便性向上機能）などの地域振興に資する機能を有する南島原市の拠点施設と位置づけ、原城跡の回遊のみならず南島原市の他の文化資源や観光資源の周遊性を高める役割を担う。（図 5-31、図 5-32）

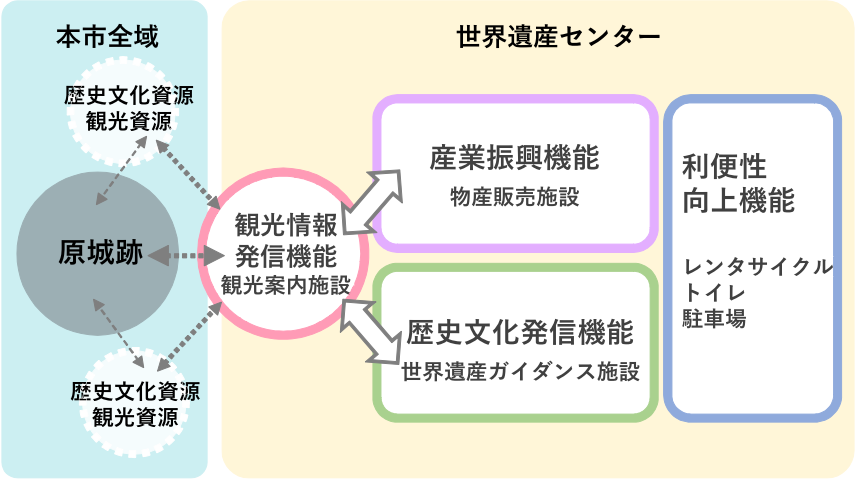

図 5-31　原城跡世界遺産センター概念図

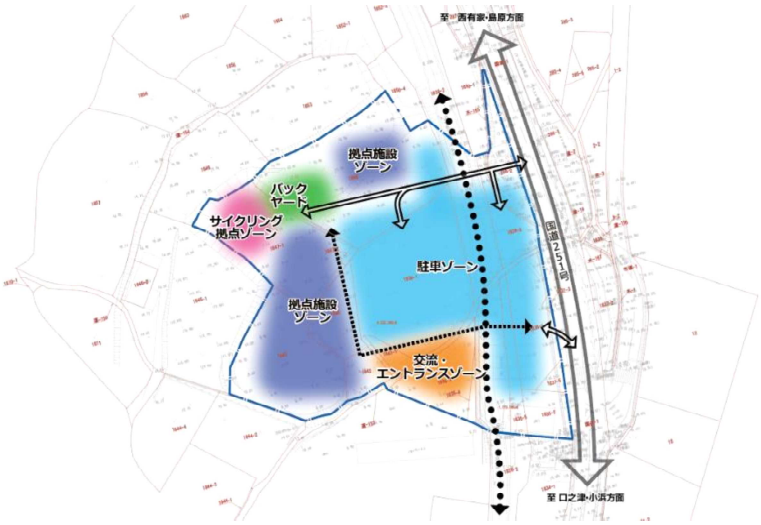

図 5-32　原城跡世界遺産センター配置イメージ（※今後、基本設計により変更となる可能性あり。）

③ガイダンス展示の考え方

原城跡世界遺産センターにおけるガイダンス展示は、令和 4 年度中の展示基本設計で具体的な展示構成や展示手法などを決定していくこととなるが、ガイダンス展示の整備にあたっての基本的な考え方については、令和 3 年度に策定した「原城跡等展示基本計画」による。

「原城跡等展示基本計画」においては、『世界的な遺跡である原城跡の理解を促進するための展示』を実現することを目的として、以下の方針のもと展示の検討を行うこととしている。

・世界遺産の価値が理解でき現地に誘導する展示

島原・天草一揆の戦跡として、世界文化遺産となった史跡原城跡の価値を伝える展示を行い、原城跡へと誘導する。

・原城跡２つの価値の顕在化

「有馬氏時代に築かれた城郭としての価値」と「島原・天草一揆の主戦場となった戦跡としての価値」について情報を整理し、史跡の本質的価値を現地と連動して伝える。

・歴史資料の価値を発見できるデジタルコンテンツ

資料の価値や歴史をスムーズに理解できるよう絵図等（他館所蔵の資料も含む）の高精細デジタル化を行い、映像コンテンツや参加体験型のコンテンツなどに活かす。

・専門的な内容を誰もが親しむことができる展示

触って楽しむ展示、五感に訴える展示など、興味を引く展示手法を取り入れ、出土遺物などの資料や歴史を身近に感じられるよう工夫する。

・原城跡やガイダンス施設に繰り返し訪れたくなる展示

原城跡や原城跡の歴史に関する調査・研究の成果を紹介し、訪れるたびに新たな発見につながる展示を行う。

【中長期的検討項目】

・インバウンドに対応する展示の多言語化データベース

本事業のガイダンス展示に関しては多言語対応を行うが、展示しない遺物や歴史資料などについては、本事業後に、計画的に多言語データベース化を行う。

・重要文化財指定に対応する展示環境の整備

施設の過不足が生じないよう、具体的なスケジュール、規模感などが明らかになる過程で本施設の拡充という形で具体的な検討を始める。

・収蔵機能の強化（有馬キリシタン記念館を収蔵庫として今後検討）

本事業とは別事業として、有馬キリシタン遺産記念館を原城文化センターの機能に復元する際に、原城跡出土遺物の収蔵庫としての活用を検討する。

④事業予定地の状況

事業予定地の選定にあたっては、原城跡のエントランスゾーンに近い３つの候補地を選定したうえで、「Ⅰ．敷地」、「Ⅱ．社会的条件」、「Ⅲ．技術的項目」、「Ⅳ．経済性」などの項目を基準として検討を行った結果、現在の予定地三ノ丸および仕寄場から国道 251 号線を挟んだ西側付近を適正かつ合理的な利用ができる場所として選定した（図 5-33）。

事業予定地は、史跡指定地や埋蔵文化財包蔵地ではないものの、原城跡に近接することや周辺には陣跡が残ることから、市では試掘調査を実施し、遺構等が残存していないか確認を行ったうえで、この予定地での事業推進が可能かを判断していくこととした。

まず平成 30 年度には 2m×2m のテストピットを中心に９地点 64 ㎡の試掘調査を行った。調査の結果、遺構等は検出しなかったが、調査面積が狭小なため、事業の推進にあたってはなお慎重な判断を行うよう委員会の助言を受けた。

そのため、市では発掘調査以外の調査も実施するために、令和元年 12 月、委員会内に陣跡調査分科会を立ち上げ、分科会の指導助言を受けながらさらに調査を進めていく体制を整えた。

まず、島原・天草一揆に関する陣跡のエリアを特定するために、『原城攻囲陣営並城中図（松浦資料博物館蔵）』、『原城仕寄寛永古図（国立公文

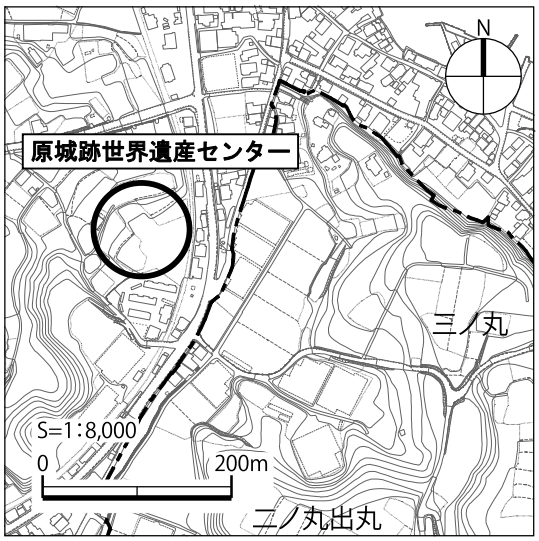

図 5-33　原城跡世界遺産センター
事業予定位置図

書館蔵)』、『古戦古城之図（島原陣ノ図）(国立公文書館蔵)』、『古戦古城之図（肥前國原古城ノ図）(国立公文書館蔵)』など複数の絵図を参考にして、陣跡の分布についての検討を行い、平成 23 年度に作成した航空レーザー測量図にプロットし、陣跡の大まかな分布を特定した。(図 5-34)

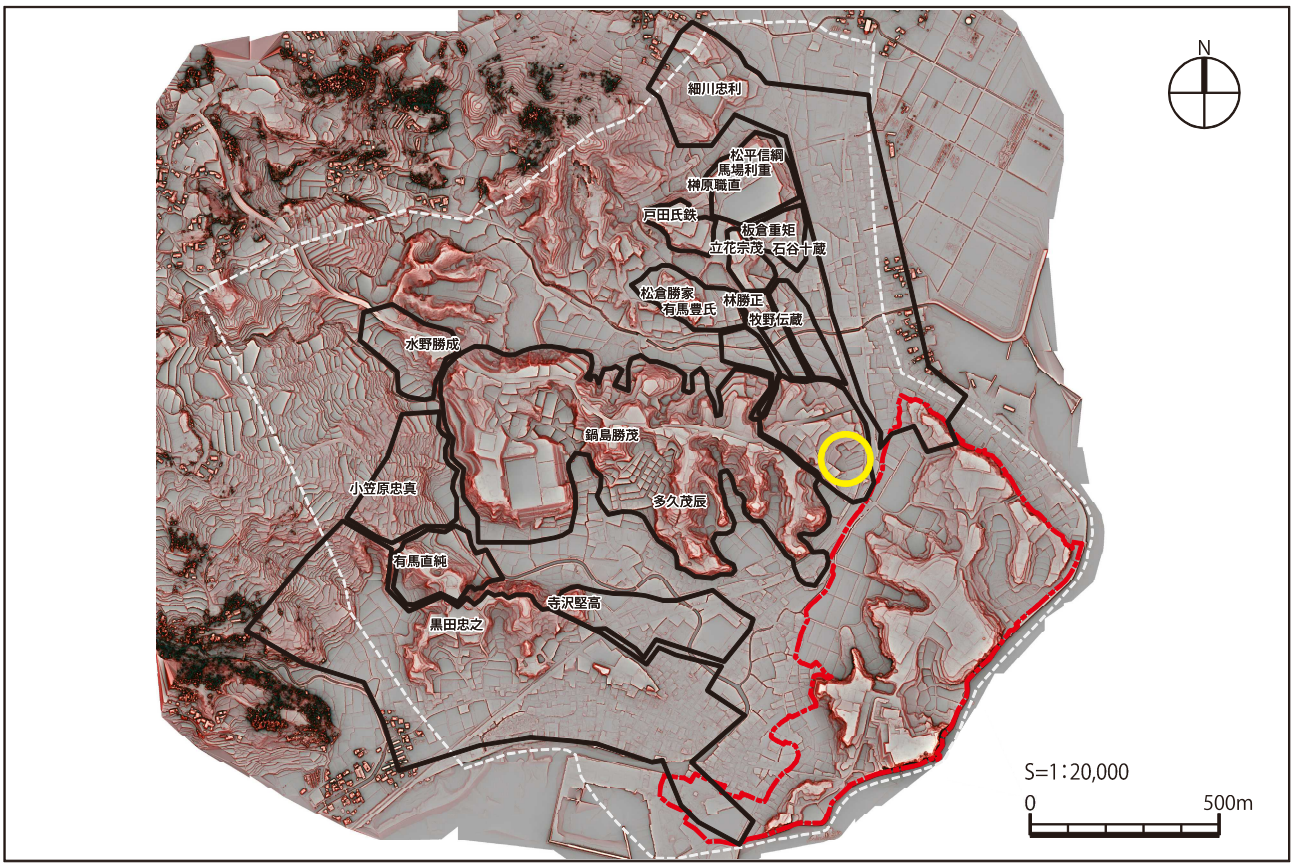

図 5-34　陣跡の分布検討状況

次に陣跡のエリアにおいて、ＧＨＱが撮影した昭和 22 年の航空写真などとの対比や現代に実施された開発プロジェクトによる改変状況などについて調査を行ったが、事業予定地においては、航空写真との対比での改変や開発プロジェクトによる改変の痕跡は確認できなかった(図 5-35)。

さらに確認を進めるため、事業予定地において平成 30 年度の試掘調査から規模を拡大して試掘調査（８地点・209 ㎡）を実施することとした。調査は令和元年度から令和２年度にかけて実施したが、史跡に関連する遺構や陣跡に関連する遺構の確認には至らず、高台側の調査区では基盤層までの深度が非常に浅く、重機の掘削痕を含む攪乱が目立つ状況であり（写真

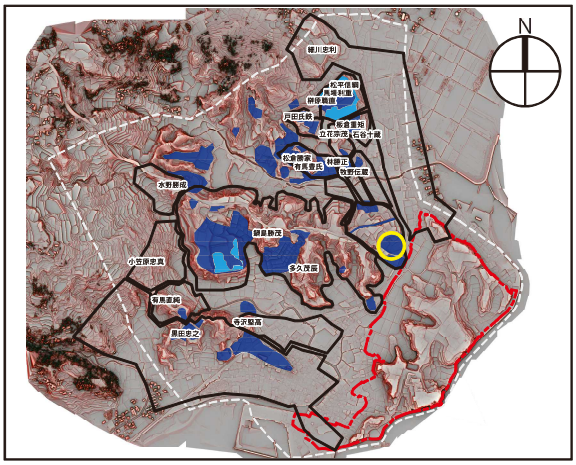

図 5-35　陣跡付近の地形改変状況
（青・水色の塗色範囲は改変が認められる地域）

5-25)、大正 5 年から昭和 13 年の鋳造とされる桐一銭銅貨の出土を確認した。また傾斜地の下段側の調査区でも原城や幕府軍の陣・仕寄場に関わるような遺構・遺物の確認には至らなかった。

試掘調査の結果から市では、事業予定地は、陣の曲輪として利用するにはかなり勾配がきつく、戦前頃の時期に農地利用のため大きく地形が改変（写真 5-26）されたものと判断した。

試掘調査の結果は分科会での検討を経て、最終的に令和 3 年 6 月の委員会において、事業予定地が、文化財保護法上における埋蔵文化財の取扱としては、原城跡世界遺産センター整備事業の実施に支障がないことの確認を受けた。

写真 5-25　重機による掘削痕

写真 5-26　農地利用に伴う地形改変

２）原城跡世界遺産センターの史跡の保存・活用上の位置づけ

①史跡の保存上の位置づけ

原城跡は非常に広大な史跡であり、さらに周辺一帯には島原・天草一揆における幕府軍の陣跡が展開している。そのため原城跡世界遺産センターは、周辺の陣跡を含め、保存の対象となる史跡の価値や構造を適切かつ効果的に伝えるためのガイダンス施設と位置づけて整備を行う。また原城跡の出土品は、将来的に重要文化財の指定を目指すため、その収蔵展示に対応できるよう、設計段階において仕様に配慮する。

②史跡の活用上の位置づけ

原城跡は市の代表的な史跡であり、世界文化遺産の構成資産として国内外に広く知られる文化財である。そうした特徴や利点を生かし、原城跡世界遺産センターは、周辺地域あるいは広域的な文化財のネットワーク拠点、また文化財のみならず、観光や地域振興、教育など様々な分野に貢献可能な、まちづくりの重要拠点としての整備と運営を目指す。

３）原城跡世界遺産センターの世界文化遺産の保存・活用上の位置づけ

①世界文化遺産の保存上の位置づけ

原城跡世界遺産センター整備事業の実施予定地は、世界文化遺産の構成資産原城跡の緩衝地帯内での事業であるが、景観法に基づく南島原市景観条例の重点地区における景観計画の基準を順守しながら整備を進めることとしている。

なお、原城跡世界遺産センター整備事業は、原城跡と日野江城跡を結ぶ視軸に近い場所で実施するが、原城跡側からの視点場となる二ノ丸出丸から事業予定地を見た場合、事業予定地の一部が視認可能であるが、視認可能な部分は「駐車場」や「通路」、「緑地」となるよう設計することとしており現状の景観を改変するような事業ではない。また、もう一方の視点場である日野江城跡本丸側から見た場合には、事業地北側の尾根により事業地が不可視となる。

写真 5-27　二ノ丸視点場から日野江城跡方面

このように、原城跡世界遺産センター整備事業は、世界遺産を保全していくうえで重要な視軸としている相互の眺望を阻害するような事業ではなく、世界文化遺産としての『顕著な普遍的価値』に対して与える影響はないものと判断している。

しかしながら、世界遺産の緩衝地帯内で実施する公共事業であることから、本章第６節「周辺地域の環境保全に関する計画」に基づき、より詳細な調査を実施して「南島原市世界遺産影響評価委員会」の助言を受けながら遺産影響評価報告書を取りまとめ、その結果を長崎県や文化庁などと共有する。また、「南島原市世界遺産影響評価委員会」には、事業に伴う視覚的影響を軽減していく方策についても助言を受けることとしている。

②世界文化遺産の活用上の位置づけ

原城跡世界遺産センター整備事業は、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産　世界遺産登録推薦書（2017 年日本）」の第５章「５．ｈ来訪者用の施設と基盤整備」のうち「２　構成資産に関連する公開・活用施設」に位置づけられる『有馬キリシタン遺産記念館』の移転整備となる。

また、移転整備の計画を取りまとめるにあたっては、同推薦書第５章「５．ｉ資産の整備・活用に関する方針・計画」として取りまとめられた「構成資産の整備・活用に関する課題と対応（概要）」にも掲げられている「地域の持続的な維持・発展（保存と活用の両立）」の対応策である「地域産業の振興と交流人口・定住人口の増加」にもつながる事業となるよう検討を行った結果、地元産品の販売所や観光案内所なども併設する計画となっており、まちの存続のために不可欠な事業であるだけでなく、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の活用の方向性とも齟齬はない事業であると判断している。

表 5-20　公開・活用施設整備計画一覧

番号	位置		計画年度	区分	内容
1	史跡外	エントランスゾーン	R4～7	原城跡世界遺産センター整備	ガイダンス、物産、観光案内などの機能を備えた施設整備

第13節　地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

南島原市には、キリスト教の伝来から繁栄、弾圧、潜伏に至るまでの文化資源が多く残されている。市では、原城跡を中心として市内の文化資源や観光資源を効果的にネットワーク化し、多くの市民や来訪者にその価値を知っていただき、市内を巡りながら学習していただくことで、観光振興や物産振興を含めた文化観光の振興につなげるため、令和３年度に「南島原市フィールドミュージアム基本計画」を策定した。

令和４年度以降は、文化観光推進法に基づく「長崎県文化観光推進地域計画」の枠組みの中で南島原市のフィールドミュージアムの構築のための事業展開を行っている。

第14節　公開・活用に関する計画

原城跡の歴史的価値を学び、体感し、そして次世代への確実な継承を図るための公開・活用に関する計画は以下のとおりである。

１）調査・研究成果の公開計画

・第 12 節に記載のとおり、現在、原城跡のガイダンス施設として運用している有馬キリシタン遺産記念館の機能移転として、原城跡世界遺産センターを整備する。展示内容は、より原城跡の歴史や構造などが理解しやすいものとなるよう精査する。整備完了までの間、有馬キリシタン遺産記念館のガイダンス施設としての活用を継続する。

・原城跡の本質的価値を分かりやすく伝えるため、調査・研究の成果は調査報告書、パンフレット、リーフレット、ホームページなどの媒体および現地の解説サイン、ＶＲ、ガイダンス施設などで積極的に公開していく。

・博物館等への出土資料貸出、連携事業等により、広域的に原城跡の価値が伝わる取り組みを実施する。

・発掘調査を実施した際は、積極的に一般向けの現地説明会を実施し、原城跡に対する理解や関心を高める機会とする。

・原城跡に関係の深い史料として、島原・天草一揆の様子を描いた絵図等が全国に多く残されていることから、情報収集および集成を進める。また絵図から得られる情報を現地見学用のパンフレットやデジタルコンテンツ等に積極的に活用する。

２）学校教育・生涯学習・社会体育の場としての活用計画

・これまで取り組んでいる郷土学習、総合学習における原城跡の活用を今後も継続する。使用教材等は、調査研究の成果に照らしながら、必要に応じて適宜更新する。また原城跡を活用した学習機会が拡充されるよう、関係部署で緊密な連携を図る。

・学校に出向いての出前授業や教職員に対しての研修などを実施し、原城跡に対する理解を深める。

・生涯学習分野においては、ジュニアリーダー研修やセミナリヨ現代版画展等による活用を継続するとともに、出前講座の実施、市民講座への協力、シンポジウムや講演会の開催、

学芸員解説による城内巡りなど原城跡の本質的価値に対して理解を高め、体感できるような取組みを充実させる。

・原城マラソンは、原城跡を活用した代表的なイベントとして定着しており、今後も継続して実施する。

３）地域振興の場としての活用計画

・原城一揆まつりおよび島原・天草一揆の犠牲者に対する追悼行事は、原城跡を顕彰する行事として定着しており、南島原市として引き続き開催に対する支援を行う。ただし、イベント空間として利用可能な場所や条件等については、遺構等の保存に対して影響がないか判断しながら整理を図るものとする。

・原城跡および世界遺産に関連する助成制度の優遇など、産業振興における活用施策は今後も継続する。なお施策効果が高まるよう、助成制度のさらなる周知など創意工夫に努める。

４）観光資源としての活用計画

・原城跡は南島原市の代表的な史跡であり、観光プロモーション等における積極的な活用は今後も継続する。

・ホームページやＳＮＳでの情報発信を引き続き行い、アクセス、史跡の基本情報、周辺の施設や観光地など、観光客にとって有益な情報を提供する。提供する情報は、ニーズの分析などを行いながら、適宜、更新および拡充に努める。

・「有馬歴史ガイド」や本丸付近で提供しているＶＲなど、携帯端末を利用するコンテンツについては、利便性を高めるため一本化の検討を進める。

・観光パンフレットや見学マップなど紙媒体についても一層の充実を図る。本丸に比べて整備が進捗していない他の地区においても、来訪者の理解や満足度が高まるよう、絵図などの史料から得られる情報を、パンフレットや見学マップにおいて積極的に活用する。

・見学路における休憩所の設置について、見学動線および距離や配置などを踏まえながら適切に配置し、安全な見学環境を整備する。また、案内所には観光ガイドやパンフレットを配置して、本質的価値の理解を促す場とする。バリアフリー対応についても検討を進め、身体的特徴に関わらず、誰もが原城跡を見学しやすい環境整備に取り組む。また、世界遺産の構成資産であることも踏まえ、国際的な主要言語による多言語解説にも積極的に取り組む。

・史跡範囲が広大である点や、ニーズを踏まえ、レンタサイクルの貸出は継続する。なお維持管理費などコストバランスを踏まえ、有料化についての検討を進める。

・原城跡の案内を支える観光ガイドとの緊密な連携を図る。ガイド活動の向上のため、発掘調査や史料調査で得られた成果情報などを、市から積極的に提供する。

・原城跡を、ガイダンス施設とともに南島原市の観光ネットワークの中核として位置づける。また、12 の資産からなる世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である利点を生かし、構成資産で情報を相互発信して周遊を促すなど、広域観光のネットワークに有益な資源として活用を図る。

第15節　管理・運営に関する計画

1）整備事業における管理・運営に関する計画

原城跡の整備事業は、教育委員会文化財課の主管業務として取り扱う。また、整備事業をより効果的かつ計画的に実施するため、管理団体である南島原市庁内の関係部署の情報共有および連携強化を図る。

各整備について、文化庁や長崎県教育庁、委員会などの指導助言を得ながら適切に業務を進めていく。あわせて、市民や各種団体が参画しやすく、官民一体となって協働できる体制を構築する。

・事業実施の根拠となる史料調査などの各種調査や事業実施前における発掘調査など、本計画を効率的かつ確実に実施するための管理運営を行う。
・事業の執行状況や達成度をしっかりと把握できるような、事業の内容・期間・工程などを示した事業計画を作成する。
・本計画に基づき実施する各種整備により、便益施設や解説表示など維持管理や運営の対象となる施設等の増加が見込まれる。整備事業完了後も見据え、中長期的に原城跡の本質的価値を保存継承するための官民協働による持続可能な運営・体制を構築する。

2）史跡内の管理に関する計画

本丸には現在、複数の便益施設や石碑、モニュメント類が設置されている。これらについては、史跡内の整備の進捗に合わせて、適所に移設または保存、もしくは適宜撤去する等の管理を行うこととする（表 5-21）。ただし、従来の計画において本丸内の適所に移設する方針としていた天草四郎像、キリシタン墓碑、顕彰碑については、雨水排水整備など、特に必要性が生じた場合に限り、移設を検討する。

表 5-21　撤去・移設等整備年次

事業内容	事業年度					
	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
トイレ撤去				撤去		
十字架撤去		設計	撤去			
骨カミ地蔵仮移設・据え直し				仮移設 調査	調査	据え直し

第16節　整備事業に必要となる調査等に関する計画

１）発掘調査計画

本計画に基づく整備等を実施するにあたり、便益施設設置等の整備予定地では、整備工事実施の前年度までに発掘調査等を行う必要がある。そこで調査等については、以下のとおり実施することとする。

なお、本丸地区については調査が完了しているため、整備の実施前に文化庁、長崎県教育庁、委員会に確認のうえ実施する。ただし、再度確認が必要と判断した場合は、あらためて発掘調査を実施する。

【二ノ丸地区】

・二ノ丸地区の便益施設設置等については、地下遺構等の把握が十分ではないため、事前に発掘調査を実施し、史跡の保存に影響が無いことが確認できた場合に整備を実施する。
・案内所兼管理棟、トイレ、休憩所については、整備予定箇所の全面の発掘調査を実施し、整備が史跡の保存に影響を与えないか確認する。
・管理車両、身障者用車両等の駐車や作業ヤード、車両転回のための広場は現地表の保護盛土および土系舗装等により掘削を伴わない整備を行うが、事前に地下遺構の有無などを確認するための発掘調査を実施し、史跡の保存に影響を与えないか確認する。

【二ノ丸地区以外】

・二ノ丸地区以外の便益施設設置等については発掘調査が未実施であるため、整備内容に応じて必要となる範囲の発掘調査を実施し、整備が史跡の保存に影響を与えないか確認する。

【中長期的な整備予定箇所】

・中長期的な整備を予定する箇所については、具体的な年次計画を策定する際に発掘調査計画も併せて策定する。

２）水文調査計画

第 5 章第 5 節「雨水排水整備計画」の冒頭に記載のとおり、事業実施にあたっては雨水の表層水や浸透動向などを、地質との関係性も踏まえた調査検証する必要がある。そのため、これを整備事業に必要な調査として位置づける。調査や評価の手法については委員会、文化庁、県などに協議し、助言を受けて実施する。

３）植生調査計画

史跡内における植生は、活用整備、防災整備あるいは良好な史跡景観の維持管理などとも密接に関連し、その詳細な把握は有効であるとともに不可欠とも言えるものである。そのため、これを整備事業に必要な調査として位置づける。

第１７節　事業計画

原城跡におけるこれまでの整備事業は本丸を中心として行ってきた。そのため今後は原城跡の保存活用のための整備を史跡全体に拡充し、また史跡周辺も含めた整備を本計画に従って実施する（表 5-22）。なお保存活用計画に従い、計画の期間を短期計画（2022～2025 年度）、中期計画（2026～2030 年度）、長期計画（2030 年度以降）と設定する。

各整備事業は、文化庁、長崎県教育庁、委員会に指導助言を受けながら実施する。また、事業の進捗、組織体制の状況、予算の状況などを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。発掘調査については、保存活用計画の短期・中期計画では二ノ丸および門跡・切岸で実施することとしているが、その他の地区においても必要に応じて随時行うこととする。

表 5-22　事業計画表

地区	事業内容	短期				中期					長期
		2022（R４）	2023（R５）	2024（R６）	2025（R７）	2026（R８）	2027（R９）	2028（R10）	2029（R11）	2030（R12）	
本丸	地質調査および防災対策整備	調査	調査	（設計）	（整備）						
	法肩復旧工事	整備									
	陥没箇所災害復旧（大型土のう積）	整備									
	雨水排水整備	設計	整備	整備	整備						
	石垣カルテ改良、 石垣モニタリング調査			カルテ	調査	調査					
	崖面崩落防止工事(B-5 工区)		整備								
	人骨群（本丸正門跡）表示整備					設計	整備				
	石垣 10 保存修理（築石据え直し）		検討	検討 設計	調査 修理	調査 修理					
	石垣 29 の顕在化			検討	検討 設計	調査 施工	調査 施工				
	石垣 1～3、8～13、19、20、25～29、41 天端保存修理					設計	整備	整備			
	崖面転落防止柵改修					整備	整備				
	園路整備						設計	整備	整備		
	外枡形虎口（雁木）露出展示・養生						設計	整備			
	本丸櫓台跡半立体的整備				設計	整備					
	隅櫓跡平面表示整備						設計	整備			
	多門櫓跡平面表示整備						設計	整備			
	竪穴建物跡群解説サイン設置								整備		
	竪穴建物跡群立体的表示整備							設計	整備		
	枡形虎口北西隅解説表示						設計	整備			
	東屋更新または新設での移設			設計	整備						
	トイレ撤去					撤去					
	十字架撤去			設計	撤去						

地区	事業内容	短期				中期					長期
		2022（R４）	2023（R５）	2024（R６）	2025（R７）	2026（R８）	2027（R９）	2028（R10）	2029（R11）	2030（R12）	
本丸	骨カミ地蔵仮移設・据え直し					仮移設調査	調査	据え直し			
二ノ丸	二ノ丸法面復旧工事	整備									
	東二ノ丸法面復旧工事	整備									
	解説表示施設設置		設計	整備	整備						
	一揆勢籠城体験ゾーン整備		検討	設計	整備						
	案内所兼管理棟・広場・トイレ・休憩所設置（調査含む）		調査	設計	整備						
	桐ノ木谷法面復旧工事	設計	整備								
	二ノ丸出丸園路・陣跡眺望広場整備		設計	整備							
	案内所付近園路・陣跡眺望広場整備			設計	整備						
	解説広場設置		検討	設計	整備						
	アコウ街道沿い崖面崩落防止工事						設計	整備	整備	整備	
三ノ丸	解説表示施設設置			設計	整備						
	陣跡眺望広場整備					設計	整備				
	南三ノ丸（2 工区）法面復旧工事			整備							
	南三ノ丸（3-1 工区）法面復旧工事		設計整備								
	板倉碑付近休憩所・広場設置				調査	設計	整備				
	園路整備										設計整備
鳩山出丸	園路・陣跡眺望広場整備										設計整備
	説明板・案内表示										設計整備
天草丸	天草丸入口休憩所・広場設置				調査	設計	整備				
	説明板・案内表示										設計整備
仕寄場	解説表示施設設置			設計	整備						
	仕寄場体験ゾーン整備		検討	設計	整備						
	護岸沿い崖面崩落防止工事・園路整備					設計	整備				
	地形の改変を伴わない市道の一部拡幅			設計	整備						
崖面・法面（史跡全体）	危険樹木等の伐採	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	植生調査				調査						
	雨水排水整備				検討	設計	整備	整備	整備	整備	
	水文調査				調査						
園路整備（史跡全体）	市道沿いの園路整備、路面表示による安全対策等		検討	検討設計	検討設計整備	検討設計整備	検討設計整備	検討設計整備	検討設計整備	設計整備	整備
エントランスゾーン	原城跡世界遺産センター整備	設計	設計	用地造成	施工	供用開始					